

第 3 回

熊本県議会

# 文教治安常任委員会会議記録

平成20年 9 月25日

開 会 中

場 所 第 2 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会 文教治安常任委員会会議記録

平成20年9月25日（木曜日）

午前10時2分開議

午後0時6分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成20年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

議案第10号 熊本県立青少年の家条例の一部を改正する条例の制定について

報告第5号 専決処分の報告について

報告第24号 財団法人熊本県スポーツ振興事業団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第25号 財団法人熊本県暴力追放協議会の経営状況を説明する書類の提出について

請第21号 熊本県立阿蘇清峰高等学校に食品科の増設及び女子寮の新設を求める請願

請第1号 県立高等学校再編整備計画に関する請願

請第4号 熊本県立八代東高等学校定時制の存続に関する請願

請第5号 熊本県立阿蘇清峰高等学校の存続を求める請願

請第6号 県立高等学校再編整備計画に関する請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①県関与見直し実行計画に基づく県出資団体等の見直し状況報告について

②教育振興基本計画について

③県立高等学校の再編整備等について

④財政再建戦略（中間報告）について

出席委員（8人）

委員長 中村博生

副委員長 池田和貴

委員 倉重剛

委員 松村昭

委員 早川英明

委員 堤泰宏

委員 氷室雄一郎

委員 濱田大造

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 山本隆生

総括教育審議員兼

教育次長 中村和道

総括教育審議員兼

教育次長 新井久徳

教育次長 阿南誠一郎

首席教育審議員兼

教育政策課長 吉村孝

福利厚生課長 藤本和夫

高校教育課長 眞開純洋

義務教育課長 木村勝美

首席教育審議員兼

学校人事課長 由解幸四郎

社会教育課長 遠藤洋路

人権同和教育課長 恵濃裕司

文化課長 米岡正治

体育保健課長 八十田宏

首席教育審議員兼

施設課長 児玉邦秋

高校整備政策監兼

高校整備推進室長 後藤泰之

警察本部

本部長 横内泉

警務部長 茂木陽

生活安全部長	川崎広文
刑事部長	徳永幸三
交通部長	北里幸則
警備部長	吉田親一
首席監察官	古川隆幸
参事官兼警務課長	松本一幹
参事官兼会計課長	吉村郁也
総務課長	吉長立志
参事官（生企・少年）	浦田潔
参事官（地域）	坂田靖範
参事官（組織犯罪対策）	城戸五雄
参事官兼交通企画課長	新藤俊博
参事官（運転免許）	高山勝基
参事官兼警備第一課長	桐原健良
刑事企画課次席	牧野一矢

事務局職員出席者

議事課課長補佐	鹿田俊夫
政務調査課課長補佐	楯木野美紀子

午前10時2分開議

○中村博生委員長 皆さん、おはようございます。それでは、ただいまより第3回文教治安常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に4名の傍聴の申し出がっておりますので、これを認めることといたしました。

今回、新たに付託された請願が1件あり、提出者から趣旨説明の申し出がおりますので、これを許可したいと思います。

請第21号についての説明者を入室させていただきます。

（請第21号の説明者入室）

○中村博生委員長 説明者の方に申し上げます。

各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡単をお願いいたします。

（請願第21号の説明）

○中村博生委員長 趣旨はよくわかりましたので、後でよく審査したいと思います。

（請第21号の説明者退室）

○中村博生委員長 次に、平成20年9月1日付で警察本部に人事異動がっておりますので、新任者の自己紹介をお願いいたします。

茂木警務部長から、順次お願いいたします。

（茂木警務部長～飯田交通機動隊長の順に各自自己紹介）

○中村博生委員長 それでは、本委員会に付託されました議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について警察本部、教育委員会の順に執行部の説明を求めたいと思います。

なお、審査を効率よく進めるために、執行部の説明は簡素に、簡潔に着座のまま、よろしくをお願いいたします。

それでは、警察本部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、横内警察本部長。

○横内警察本部長 おはようございます。委員長初め委員の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたり、深い御理解と温かい御支援をいただいているところであり、また、先般開催いたしました熊本県警察柔道・剣道大会に際しましては、大変お忙しい中、中村委員長を初め委員の皆様方に、加えて中村委員長におかれましては、先日の永年勤続警察職員等表彰式にも御臨席をいただき、まずもって、この場をお借りして御礼を申し上げます。

本日は、議案の説明に先立ちまして、私から、最近の治安情勢とこれを踏まえた県警察の取り組みについて、その概略を申し上げます。

さて、県警察では、昨年末に終了した緊急治安対策プログラムの推進結果を検証し、残された課題等を抽出するとともに、県民の皆様からの意見・要望等を踏まえ、本年から取り組む新たな治安対策として、「安全・安心くまもと」実現計画を策定し、パトロールや

事件検挙などの「力強い警察活動の推進」、そして地域連携モデル事業を初めとする「地域社会との連携と協働」という二つのコンセプトに基づき、現在、組織を挙げて諸対策を推進していることにつきましては、さきの本委員会においても御説明申し上げたところでございます。

その結果、刑法犯につきましては、認知件数が、8月末現在で1万1,260件と昨年同期に比べ、2,081件、率にして15.6%減少する一方で、検挙人員は、2,898人と昨年同期に比べ313人、率にして12.1%の増加、ちなみに、この増加率は全国第1位でございます。このように、検挙がふえて犯罪が減少するという理想的な状況で推移しているところでございます。

しかし、個々に見ますと、強制わいせつの認知件数が、8月末現在で58件と昨年同期に比べ、7件増加しているほか、振り込め詐欺の中でも高齢者がねらわれるオレオレ詐欺が、8月末現在で認知件数61件、被害総額1億490万円余と、これは昨年同期に比べ、件数で8.7倍、被害額で6.3倍に急増するなど、まだまだ克服すべき課題が山積しているところでございます。

一方、交通事故につきましては、昨日現在で、交通事故件数、負傷者数は、8,184件、1万429人と、これは昨年同期に比べ287件、516人減少しており、交通事故全体として見れば減少傾向にございますものの、死者数は、77人と昨年同期に比べ、5人増加するなど、厳しい状況にございます。

「安全・安心くまもと」実現計画では、平成21年までの2年間で達成すべき3つの基本目標、これは、犯罪の抑止、交通死傷事故の抑止、県民生活を脅かす犯罪の検挙、この3つについて具体的な数値目標を掲げたものでございますが、県警察といたしましては、県民の皆様への公約とも言うべきこの基本目標を成し遂げるため、これから12月末までの取

り組みいかんを来年に続く「安全・安心くまもと」の実現に向けた分水嶺と位置づけ、私以下3,400人の職員全員が心を一つにして取り組んでまいり所存でありますので、委員長初め委員の皆様方には、引き続き、警察活動に対する御理解と御支援をよろしくお願い申し上げます。

それでは、警察関係の議案でございますが、今回御審議いただきますのは、第1号議案が、平成20年度熊本県一般会計補正予算、これは、道路交通法の改正を踏まえ、運転者管理システム改修のための経費として、警察費2,038万円余をお願いするもの、報告第5号専決処分の報告、これは、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した3件の職員による交通事故の和解及び損害賠償額の決定の報告に関するもの、報告第25号財団法人熊本県暴力追放協議会の経営状況を説明する書類の提出について、これは、地方自治法第243条の3第2項の規定により同協議会の事業の決算及び計画に関する書類を提出するもの以上3件でございます。

これらの議案の詳細につきましては、後ほど、担当部課長から説明させますが、その他の報告として、県関与見直し実行計画に基づく県出資団体等の見直し状況につきましても、報告第25号とあわせて報告させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉村会計課長 おはようございます。それでは、引き続きまして予算関係議案につきまして、お手元の資料に基づき御説明いたします。

まず、資料1ページの第1号議案平成20年度熊本県一般会計補正予算(第2号)についてでございます。

これは、運転免許費で2,038万2,000円の増額をお願いしております。

説明欄の自動車運転免許費の全額が、運転

免許系システム管理費に要する経費でございます。これは、平成19年6月20日に道交法の一部を改正する法律が公布されまして、酒酔い運転者の悪質危険運転者対策として、運転免許の欠格期間、これは改正前は1年以上5年以下でございましたが、これを3年以上10年以下に延長するとともに、高齢運転者対策としまして、運転免許を更新する75歳以上の方に対する認知機能検査、これは認知症の認知ですが、この検査を義務化して、また70歳以上の方に対する高齢者講習の受講期間を変更することに伴いまして、現在、運用しております運転者管理システムの入力項目の新設及び登録結果表示画面の変更等を行うためのプログラム改修を行うものでございます。

なお、法律の施行は公布から2年以内となっておりますことから、施行に向けて免許事務の適正化処理はもちろん、システム運用についても万全を期すため改修整備を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上を合計しますと、補正後の平成20年度警察費歳出予算総額は425億7,133万4,000円となります。

よろしく御審議をお願いします。

○古川首席監察官 おはようございます。着座のまま失礼いたします。

報告第5号の専決処分報告について、御報告いたします。

本件は、警察職員による公用車の交通事故にかかる損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関するもの3件でございます。

1件目は、平成20年5月1日午後4時15分ごろ、熊本市小峯2丁目6番50号先路上において、捜査活動中の熊本東警察署員運転の普通乗用自動車、渋滞中の車両間を横断する歩行者に気を取られ前方への注視を怠ったことから、前方を走行中の普通貨物自動車、停車したことに気づくのがおくれ、同車に追突

したものであります。

和解内容につきましては、相手方の車両等修理費を全額負担することとして、県が相手方に15万1,998円を賠償するものであります。

2件目は、平成20年5月14日午後6時52分ごろ、水俣市天神町2丁目3番1号先路上において、緊急走行で交通事故現場へ進行中の水俣警察署員運転の普通乗用自動車が、対面信号が赤色灯火の信号交差点を右折する際、左方に気を取られ、右方の安全確認が不十分なまま交差点内へ進行したため、右方から進行して来た大型貨物自動車と衝突したものであります。

和解内容につきましては、相手方の車両等修理費の9割を負担することとして、県が相手方に22万776円を賠償するものです。

3件目は、平成20年6月5日午後1時ごろ、山鹿市山鹿992番地先路上において、道路表示を調査中の警察本部交通規制課員運転の普通乗用自動車がT字路交差点で一時停車した際、同交差点直前に設置されている停止線の劣化を再確認するため、後方安全不確認のまま自車を後退させたところ、後方に停車中の原動機付自転車に衝突したものであります。

和解内容につきましては、相手方の車両等修理費を全額負担することとして、県が相手方に5万円を賠償するものであります。

なお、ただいま御説明をいたしました3件の交通事故につきましては、いずれも任意保険の補償範囲内の交通事故であるため、県からの新たな出費はございません。

今後とも、職員の交通事故を防止するため、指導・教養の徹底、運転技能の向上等に努めてまいり所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、報告を終わります。

○徳永刑事部長 それでは、報告第25号財団法人熊本県暴力追放協議会の経営状況を説明する書類の提出について、御説明をいたしま

す。

その前に、財団法人熊本県暴力追放協議会について若干御説明を申し上げますと、同協議会は県民の総意を結集して、暴力追放活動を強力かつ恒常的に推進することにより、暴力団員等による不当な行為を初めあらゆる暴力を追放し、もって暴力のない明るく住みよい熊本県の実現に寄与することを目的に、熊本県各市町村及び民間団体等の出資によりまして、平成3年に設立されました公益法人であります。

それでは、平成19年度収支決算及び平成20年度事業計画に基づき、同協議会の経営状況について御説明を申し上げます。

まず、お手元の「財団法人熊本県暴力追放協議会の経営状況を説明する書類」と題する資料の10ページをお開きいただきたいと思います。平成19年度の収支決算についてでございます。

収入は、基本財産運用、賛助金、責任者講習受託事業、地方公共団体からの補助金等が主なものでありまして、収入額は10ページのⅠの事業活動収支の部、1の事業活動収入決算額の計、これはオレンジのマーカをしてありますが、3,764万3,723円と、11ページのⅡの投資活動収支の部、1の投資活動収入決算額の計160万5,750円との合計3,924万9,473円でございます。

支出は、事業費として広報啓発活動、暴力団排除組織支援活動、相談活動、責任者講習等、管理費として人件費、事務費、事務所借上等経費、及び退職給付金、退職給付引当金支出等がそれぞれ主なものでありまして、支出額は10ページから11ページのⅠの事業活動収支の部、2の事業活動支出決算額の計——これはグリーンでマーカをしてあります——3,708万501円と、11ページのⅡの投資活動収支の部、2の投資活動支出決算額の計119万5,775円との合計3,827万6,276円でございます。

したがって、11ページの表の下から3段目に記載のとおり、当期収支差額は——これはイエローでマーカしておりますが——97万3,197円の黒字となります。

これに、表下2段目記載の18年度からの前期繰越収支差額150万3,149円を加えました後の収支差額は、表の最下段記載のとおり247万6,346円となり、これは平成20年度への繰り越しとなりますが、当期収支差額97万3,197円につきましては、平成20年5月の監事監査及び理事会の承認を得た後に、平成20年度予算に第1次補正予算として計上することとしております。

次に、21ページをお開きいただきたいと思います。平成20年度の事業計画についてでございます。

前年に引き続き、暴力団を許さない県民意識の盛り上げ、暴力団等による不当な行為からの被害防止の二つを基本に、具体的事業として21ページから23ページに記載しておりますとおり、広報啓発活動、暴力団排除組織支援活動、暴力団員等に関する相談活動、少年保護活動、暴力団離脱者等の社会復帰支援、責任者講習事業、被害者救済事業等を行ってまいります。

続きまして、平成20年度の当初収支予算についてでございます。資料の24ページをお開きいただきたいと思います。

まず、収入予算につきましては、Ⅰの事業活動収支の部、1の事業活動収入で基本財産運用収入、賛助金収入及び補助金等収入など、事業活動収入計としまして——これはオレンジでマーカしておりますが——3,769万円を計上しております。

次に、支出予算につきましては、昨年度とほぼ同様の規模で事業を行うこととしておりまして、24、25ページに記載しておりますとおり、Ⅰの事業活動収支の部、2の事業活動支出計——これはグリーンでマーカしております——3,625万9,000円、Ⅱの投資活動収

支の部、2の投資活動支出計93万1,000円、IVの予備費50万円、合計3,769万円を計上しております。

なお、25ページIVの前期繰越収支差額につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、平成19年度収支差額は平成20年度第1次補正予算による繰り入れとなる関係がありまして、当初予算では平成18年度から平成19年度への繰越収支差額のみを計上しているところであります。

昨今の厳しい社会情勢等を考慮し、より一層適正かつ効果的な事業の推進を図ることとしております。

以上、財団法人熊本県暴力追放協議会の平成19年度収支決算及び平成20年度事業計画について、御説明をいたしました。

引き続き、平成17年2月に策定されました熊本県行財政改革基本方針に基づく県出資団体等の見直し状況について、御報告をさせていただきます。お手元にあります「県出資団体等の見直し状況報告」と題するA4横書きの資料をごらんになっていただきたいと思います。

これは、県出資団体等に対する県の関与に関する指針に基づく財団法人熊本県暴力追放協議会への県からの職員派遣や支出等についての見直し状況であります。

まず、県職員の派遣につきましては、平成14年から派遣を中止しておりまして、今後も派遣の予定はございません。

次に、県費の支出につきましては、平成16年度Cのところに、平成16年度の6月補正後の予算額を、平成17年度から平成20年度Dのところに、それぞれ年度の当初予算の額を示しております。

ごらんになっていただいているように、平成17年度は11万円を、平成18年度から20年度までは毎年度ごとに、平成16年に比ばまして71万円を削減いたしてしておりまして、県費支出の見直しを図っているところでございます。

見直し実行計画の推進に当たりましては、引き続き同協議会の公益性を損なうことのないよう、十分配慮しながら取り組んでまいります。今後とも、委員の先生方の御理解とお力添えをお願い申し上げまして、報告を終わらせていただきます。

○中村博生委員長 それでは、続きまして教育委員会から説明をお願いいたします。山本教育長。

○山本教育長 議案の説明等に先立ちまして、最近における幾つかの事案について御報告申し上げます。

まず、教職員の不祥事でございます。県立高校の教諭及び事務職員が、8月13日と9月21日とわずか1カ月余りの間に2件のひき逃げ事件を起こし逮捕されるという事件が発生いたしました。今回の一連の事件で被害に遭われた方々には心からお詫び申し上げますとともに、県民及び文教治安常任委員の皆様にも、教職員の相次ぐ法令遵守違反や信用失墜行為等に対しまして、深くおわび申し上げます。

教育委員会では、これまで7月に県立学校長及び教育事務所長を対象にいたしまして、緊急合同会議を開催するなどして、公務員としての倫理規定の遵守や不祥事防止に取り組んでまいったところでございます。

特に、8月のひき逃げ事件の反省の上に乗って、教職員の研修計画を早速見直し、公務員としての倫理観の再確認や不祥事防止にかかる内容を新たに盛り込んだ研修を実施してまいったところでございます。

その矢先に起こった今回の事件は、大変遺憾に思いますとともに、県教育委員会といたしまして教職員への指導がまだまだ徹底されていないということで、大いに反省いたしているところでございます。

これら二つの事件に対しては、今後、厳正

に対処いたしますとともに、本県教育への信頼回復に向けて、現在継続中の研修や学校での教職員の指導等を強化するなど、粘り強く一層の努力を続ける覚悟でございます。

続きまして、教員の採用選考考査についてであります。

大分県における教員採用試験に関する事件については、同じ教育行政の立場にある者として、大変残念なことだと思っております。

教員採用選考における合否通知の事前連絡につきましては、県民に対して誤解を招くような不適切な行為でありまして、深く反省いたしますとともに県民の皆様に対しおわび申し上げる次第でございます。

また、常任委員会の委員の皆様今回の件に関し、大変御心配をおかけしましたことを心よりおわび申し上げます。

なお、本県では、可能な限り過去の関係書類の調査及び採用にかかわった教育次長、当時の担当課長等への聞き取りを行ってまいりました。その結果、本県では不正な行為がなかったことを確認したところでございます。

また、選考過程の一層の透明性向上や厳正化を目指し、本年度は試験問題の解答例や配点を公開したり、成績処理の点検過程を見直すなど、選考システムの見直しを行ってまいりました。

さらに、今後職員の採用試験に当たりましては合否発表の前後にかかわらず、個別通知には一切応じないことを、教育委員会、県、人事委員会及び県警の4者で申し合わせを行ったところでございます。

また、口きき等の文書化につきましては、教職員の採用結果等の職務に関する口きき・要望・提言等のすべてを対象とした文書化について、教育における透明性の確保のため、本年度中に、知事部局と同一歩調をとって制度設計と運用を進める予定でございます。

本年度の教員採用選考考査については、7月20日に1次試験を、8月24日から29日に2

次試験を実施いたしました。最終の合格発表は、10月10日に行う予定であります。

最後になりましたが、教員採用選考につきましては、今後も選考システムのさらなる改善に取り組みながら、教育に対する県民の信頼感を高めますとともに、本県の教育にとって有用な人材の確保にさらに努力してまいり所存ですので、どうぞ今後ともよろしく御指導のほどをお願い申し上げます。

次に、教育振興基本計画でございます。

現在、教育委員会では、教育基本法第17条に基づき、知事部局、県警等々と連携をとりながら、教育振興基本計画の策定に取り組んでいるところでございます。

この計画は、本県にとって初めての教育振興に関する基本的な計画でありますので、ただいま申し上げましたように教育委員会だけでなく、知事部局や県警本部とも連携して策定を行っているところでございます。

今回の教育基本法の改正では、新たな教育理念が示されますとともに、第2条では教育の目標が定められました。したがって、計画には、この教育理念や目標をしっかりと盛り込んでいきたいと考えております。

引き続き、議会からの御意見をいただきながら、夢を持てる教育という知事のお考えを盛り込んで、今後の熊本の教育振興に資する計画にしていきたいと思います。

次は、県立高校の再編整備等についてでございます。この県立高校の再編整備等につきましては併設型中高一貫教育校である県立中学校2校が、先月1日に宇土高校、八代高校に併設され、8月に1回目の学校説明会がそれぞれ開催されました。10月に2回目の説明会を予定しておりますが、来年4月開校に向けて生徒募集等の本格的な準備を始めているところでございます。

また、再編・統合に係る案件につきましては、7月から8月にかけて、数カ所で地域の意見を聞く場を設け、私自身も出席し、地域



のさまざまな意見を直接伺ったところであり  
ます。

地域からの意見としては、新しい学校の充  
実を求める保護者からの賛成意見がある一方  
で、「地域が寂れる」「小規模であってもこの  
まま残して欲しい」などといった反対意見を  
同窓会や地域の人を中心としていただきました。

新校に対する意見等のくみ上げにつきましては、  
今後も続けてまいりたいと考えておりま  
す。

高校再編整備計画を実現させていくために  
は、委員の先生方を初め県議会の御支援・御  
協力が今後とも不可欠であると考えておりま  
すので、どうかよろしくお願い申し上げます。

次に、今議会に提案されております教育委  
員会関係議案の概要につきまして、御説明い  
たします。

まず、補正予算ですが、第1号議案平成20  
年度熊本県一般会計補正予算として、食と農  
の人材育成プロジェクト事業に要する経費に  
つきまして、700万円をお願いしております。

この事業は、農業高校と地域農業関係者と  
が連携いたしまして、食と農に関する担い手  
の育成を図るためのプログラム開発とその実  
証を行うものでございます。

次に、条例議案といたしまして、第10号議  
案熊本県立青少年の家条例の一部を改正する  
条例の制定についてを提案申し上げておりま  
す。これは、県立天草青年の家、同菊池少年  
自然の家、同豊野少年自然の家及び同あしき  
た青少年の家の4施設の利用率向上の取り組  
みを可能とするため、熊本県立青少年の家条  
例に一本化し、あわせて使用料の改正及び指  
定管理者制度に関する規定を整備するもので  
ございます。

次に、報告議案関係でございます。報告第  
24号財団法人熊本県スポーツ振興事業団の経  
営状況を説明する書類の提出について、これ  
は、地方自治法第243条の3第2項の規定に

基づく当該事業団の平成19年度決算そして平  
成20年度事業計画に関する報告でございま  
す。

以上が、今議会に提案申し上げております  
議案の概要でございますが、今委員会では、  
このほか、県関与見直し実行計画に基づく県  
出資団体等の見直し状況報告、そして冒頭申  
上げました、教育振興基本計画について及び  
県立高等学校再編整備等について、並びに  
財政再建戦略(中間報告)について、御報告さ  
せていただくことといたしております。

詳細につきましては、これから担当課長か  
ら説明いたしますので、御審議のほど、どう  
ぞよろしくお願い申し上げます。

○真開高校教育課長 おはようございます。  
高校教育課でございます。よろしくお願いいたします。  
たします。

資料は、委員会説明資料の2ページでござ  
います。

今回の補正予算では、農と食の人材育成プ  
ロジェクト事業に要する経費といたしまして、  
教育指導費700万円の増額補正をお願い  
しております。

事業の目的は、文部科学省からの指定を受  
け、学校と地域農業界とが連携して、農と食  
の人材育成及び地域農業界のニーズに応じた  
地域産業の担い手育成のためのプログラム開  
発と、その実証を行うものでございます。

具体的には、指定を受けました菊池農業高  
等学校、鹿本農業高等学校、阿蘇清峰高等学  
校において、現場実習や農業経営者等を招い  
ての特別授業等を行うことによって、生徒に  
農業経営のあり方や効率的な農業技術等を身  
につけさせ、地域農業に貢献する実践的農業  
技術者の育成を図るものでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。  
します。

○遠藤社会教育課長 社会教育課でございま

す。

議案第10号熊本県立青少年の家条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

資料は、説明資料の3ページから15ページでございます。

県立天草青年の家、同菊池少年自然の家、同豊野少年自然の家及び同あしきた青少年の家の4施設につきましては、これまで教育委員会において管理運営の見直しについて検討を行ってまいりました。

このたび、利用率の向上の取り組み、使用料の見直し及び指定管理者制度の導入を行う方針を教育委員会で決定いただきましたので、これに必要な条例改正案を本議会に提案するものでございます。

それでは、条例案の内容につきまして御説明申し上げます。

主な改正点は、3つございます。

まず、条例改正の趣旨でございますが、1番のところ、行財政改革基本方針に基づく指定管理者制度の導入等に伴い、関係規定を整備するというものでございますが、内容は1から9までありますが、主な点は3つでございます。

第1点は(1)あしきた青少年の家と同様に、ほかの3施設についても、青少年の健全育成に加えて生涯学習の振興を目的とした利用を認めるよう、設置目的及び業務内容を拡大することでございます。

これにより、今後、本施設の大きなテーマの1つである利用率の向上を積極的に図ってまいります。

また、この結果、青年の家及び少年自然の家は、設置目的及び業務内容が、現在の青少年の家と同一のものとなりますので、熊本県立青年の家条例及び熊本県立少年自然の家条例を廃止し、熊本県立青少年の家条例に一本化することといたします。

2点目は、(5)のところでございますが、

使用料の改正に関する規定の整備でございます。

これまで天草青年の家及びあしきた青少年の家において、一般の、つまり大人の方の宿泊使用料のみ徴収しておりましたが、この規定を改め、一般の方に加え高校生以下の方についても使用料を設定するとともに、宿泊の使用料のみでなく、宿泊を伴わない施設の利用についても使用料を徴収することといたします。

また、これまで使用料を徴収していなかった少年自然の家につきましても、同様に使用料を徴収することといたします。

3点目は、(6)のところでございますが、指定管理者制度導入に必要な規定を整理することでございます。

内容としましては、ア・イ・ウ・エの4つがございますが、指定管理者に4施設の管理を行わせることができること、及びこれに伴う指定管理者の権限等に関する事項、指定管理者が行う業務に関する事項及び利用料金に関する事項等でございます。これらにつきましては、既に指定管理者制度を導入しております、ほかの公の施設に関する条例の規定と同様の内容となっております。

この条例の施行日につきましては、平成21年4月1日としております。

今後のスケジュールにつきましては、9月今県議会において本条例案を議決いただきました場合には、10月から具体的な指定管理者の募集を行ってまいります。その後、形式審査を行う第1次審査を行い、12月には外部委員及び庁内の委員から成る指定管理者選定委員会による第2次審査を実施し、候補者の選定を行う予定でございます。

選定内容につきましては、2月の県議会でも最終的な議決をいただき、正式に指定管理者の指定を行うこととなります。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○八十田体育保健課長 体育保健課でございます。

報告第24号の財団法人熊本県スポーツ振興事業団の経営状況を説明する書類の提出について、御説明いたします。

説明資料の16ページをお願いいたします。

当財団は、県から県民総合運動公園、県立総合体育館、藤崎台県営野球場の3施設の管理運営を受託する指定管理者で、ほかに自主事業としてスポーツ振興を図っていくための事業を行っております。

それでは、お手元の冊子になっております資料「財団法人熊本県スポーツ振興事業団の経営状況を説明する書類」により、平成19年度決算及び平成20年度事業計画について、御説明いたします。

まず、1ページから11ページにつきましては、自主事業として取り組んでおります職員派遣事業や各種スポーツ教室、講習会、イベント、その他事業の平成19年度の実績でございます。

続きまして、12ページから16ページにつきましては、指定管理に係る運営状況を記載しております。

12ページをごらんください。

まず、県民総合運動公園ほか2施設の平成19年度の利用実績でございます。

利用者総数は、110万2,000人弱、使用料等収入は、1億7,843万2,000円余となっており、前年度に比べ利用者数で3万7,000人弱の約3.5%増、使用料等収入で1,161万1,000円余の約7%増となっております。適切な管理運営により、良好な利用状況であると思われま

次に、13ページをごらんください。

利用拡大、サービス向上に向けた取り組みについて掲載されております。例えば、夏休み・春休み期間中の休園・休館日の開園・開館、夜間照明施設のある野外施設の11月から3月までの供用時間の延長等を行ってござ

す。

14ページから16ページまでは、管理運営の詳細を掲載しております。

次に、17ページから27ページまで、平成19年度決算関係の財務諸表を掲載しております。

19ページの収支計算書総括表をごらんいただきますと、総収入から総支出を差し引いた当期収支差額は1,809万4,000円弱となっております。今のところ経営は順調に行われていると思われま

続きまして、28ページをごらんください。

平成20年度の事業計画でございます。平成20年度の主な事業計画につきましては、28ページから33ページのとおりですが、今後ともスポーツ振興を図っていくための各種自主事業に取り組んでいくとともに、管理運営につきましては、さらなる施設の利用拡大やサービス向上に取り組んでいくとされております。

最後に、34ページからの当事業団の平成20年度収支予算につきましては、収入支出とも総額で8億6,928万円となっております。

以上、財団法人熊本県スポーツ振興事業団の平成19年度の決算及び平成20年度の事業計画でございます。

引き続き、県関与見直し実行計画に基づく県出資団体等の見直し状況報告について、御説明いたします。

資料につきましては、A4の一枚紙になっております。お願いいたします。

県関与見直しの対象となる教育委員会所管の出身団体は、財団法人熊本県スポーツ振興事業団及び財団法人熊本県体育協会の2団体でございます。

まず、財団法人熊本県スポーツ振興事業団ですが、ただいま御説明申し上げましたとおり現在、指定管理者としてサービスのさらなる向上を図りながら、効率的な管理運営業務に努めております。

平成18年度から県は職員の派遣を行わないなど、県の関与を縮小しており、今後、公益法人改革も視野に入れ民営化を目指すこととしております。

次に、財団法人熊本県体育協会ですが、同財団は県と共同して県全域において、競技力向上や健康増進等のため、スポーツの普及・振興に関する施策を展開しております。

引き続き県と連携しながら事業を実施していくべきと考えておりますが、行財政改革によるさらなる関与の見直しを求められておりますので、財政基盤を勘案しながら県の関与を縮小していく方向でございます。

以上が、県関与見直し実行計画に基づく県出資団体の見直し状況報告についての説明でございます。よろしく願いいたします。

○中村博生委員長 以上で、執行部の説明が終了いたしましたので、付託議案等について質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。はい、副委員長。

○池田和貴副委員長 スポーツ振興事業団について、要望したいと思います。

先ほど、決算書の方を御説明いただきました。その経常費用の中に光熱水費という部分がございます。これが年間、約1億7,000万円発生しているわけですが、今、地球温暖化の関係がございまして、光熱水費を低減していこうという運動を県民総ぐるみでやられているわけでございます。

そういった意味で、この振興事業団の方も、ここの部分、例えばさまざまな専門家から意見を聞いて、エネルギー効率を上げることができないか、そういった視点でこの部分を見直しいただくように、お願いしたいというふうに思っております。以上でございます。

○氷室雄一郎委員 県警本部長にお尋ねしますが、今、本部長の方から御説明いただいた

んですけれども、非常に頑張っていたという状況は、認知件数また検挙者数、全国一の実績を示しておられるという話がございます。大変敬意を表するところでございますけれども、その下の方で、この振り込め詐欺がえらい8.7倍、被害額6.3倍、これは熊本県だけではないと思うんですけれども、またほかの県も全国的に問題になっているわけがございますけれども、各県との情報交換なり――この熊本県だけの取り組みというのは非常に難しい問題がございますけれども、克服すべき課題はたくさんあるということでございます。

何か今まで取り組んでこられた経過の中で、新たに対応策みたいなものは考えられるのかどうか、ちょっとお尋ねします。熊本県だけ非常にふえているんですかね。

○横内本部長 お尋ねの振り込め詐欺につきましては、平成16年ごろに社会問題化いたしまして、これは熊本だけではなく全国ですね、親族をかたってそのお金を振り込めという形ですね。それで、昨年ぐらいまでは、いろいろな対策を全国でもとりまして、若干減少傾向にあったんですが、本年に入って再び、これも全国の傾向でございますけれども、増加する傾向が見られておりまして、これにつきましては全国でも、今いろいろな対策を講じているところでございます。

1つには、特にこのターゲットになっておりますのは高齢者の方でございますので、そういった方に、これまでもいろいろな形で広報してきたところでございますけれども、それでもまだなかなか被害が減らないという状況でございますので、より効果的な形の広報活動をやっていこうということで、また来週ぐらいに県警としても関係機関等と連携してキャンペーンを考えておりまして、10月にはそういった形で、この抑止のための取り組みというのを一層強化する予定でございます。

また、この対策につきましては、特に銀行のATMに振り込ませる形が多いということがありまして、金融機関との連携が非常に重要でございます。この関係で今、金融機関の方でも大変いろいろな取り組みをやっていただいております、ATMの周りでいろいろな注意のポスター等を張っていただいたり、あるいは行員の方が、そのお年寄りの方が慌ててATMのところに来られたような場合には声かけをしていただくとか、いろいろやっていただいているんですけれども、これにつきましてもさらに今、金融機関と連携をとりまして、例えば来月のキャンペーンなどは金融機関と一緒にキャンペーンするような行事も予定しておりますし、そういった対策も講じているところでございます。

いずれにいたしましても、やはり警察としては検挙ということで、やっぱり捕まえなければいけませんので、これにつきましては、これをやっている犯行グループというのが、特に東京ないしその周辺の首都圏から、これは電話でございますので、これは県境に関係なくどこからでもできますので、本県でもことしに入りまして、夏以降検挙しているんですけれども、やはり関東地方のグループでございまして、これにつきましては議員からございましたとおり、全国の警察と連携するというのは非常に重要でございますので、そういう点につきましては警察庁ないしはその関係の県警と連携をとりながら、さらなる検挙活動につきましても今後強化していきたいというふうに考えているところございます。以上であります。

○濱田大造委員 教育に関してお聞きしたいんですが、2つございまして、1つ目は御承知のとおり大分県の不祥事の問題も、全国が注目した本当に国を揺るがすような事件だったと思うんですが、私は熊大の学生の知り合いが多いんですけれども、教育委員会という

のは非常に閉鎖的な行政機構だと私も考えています。県庁内でも……

○中村博生委員長 濱田委員ちょっと、付託議案についての質疑ですので、その他の方でよろしいですか。

はい、倉重委員。

○倉重剛委員 今、残念なのは、教職員のいわゆる事件が非常に多いということ。これは本当は触れたくないんだけど、教育長も一々おことわりをして頭を下げなければいけないということで大変だろうと思うし、担当課も大変だろうと思うんですね。正直言って今回の、先ほど報告があったひき逃げ事件、これは常識外の話ですね。

○池田和貴副委員長 その他のときに、十分時間を取ってやらせていただければと思います。

○中村博生委員長 済みません。最後にやりますので。ほかにありませんか。

なければ、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、議案第1号及び第10号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号及び第10号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号ほか1件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、本委員会に今回付託されました請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第21号について、執行部から

状況の説明をお願いいたします。後藤高校整備政策監。

○後藤高校整備政策監 請第21号について、御説明いたします。

阿蘇清峰高校同窓会及び育友会から、阿蘇清峰高校に食品製造コース20名、食品調理コース20名から成る食品科の増設及び女子寮の新設を求める旨の請願でございます。

1点目の食品科の増設についてでございますが、既に清峰高校には食品科学類系が生物科学科の中にごございます。また、前期再編の実施準備計画の中で、阿蘇と阿蘇清峰高校の再編後の新校に、食品科学類型という形で食品の加工、製造、調理実習を行う食品科学類型を設置することとしておりまして、まずはその状況を見ていきたいというふうに考えております。

2点目の女子寮の新設についてでございますが、本県の高校の寄宿舎につきましては、改築は昭和60年第一高校の白梅寮以来行っておりませんで、また近年では平成19年に高森高校の寄宿舎を廃止した経緯もございまして、管理上の課題であります舎監とか食事の提供、それから地域の下宿等の状況、生徒の通学状況とかニーズ、将来の中卒者数の状況、それから県の財政状況を踏まえまして総合的に判断するべきというふうに考えております。

また、阿蘇高校には既に女子寮がございしますので、再編整備が進めばその施設の利用が可能になるのではないかとというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○中村博生委員長 ただいまの説明に関しまして、質疑はありませんか。はい、倉重委員。

○倉重剛委員 この請願について予算的な背景というのは、どの程度のことを考えられているのか、予算規模。

○児玉施設課長 施設課長でございます。予算的にどのくらいかかるかというのを、ちょっと弾いて計算してみないと、具体的にはわかりません。

○倉重剛委員 請願者というのは、相当の思いをもって請願されていると思うんですね。したがって、どのくらいの予算規模で、背景的なことを考えられるのかという、そのくらいのことは事前にちゃんと調査しておかないと、これ自体を審議するのに、正直言って資料不足ですよ。請願者の意思というものを、我々は勝手に継続だとか廃案だとかそんなことをやっているけれども、そこら辺を尊重しながらやるべきだと思うんですね。したがって、答弁ができるように万全の形でいつも用意しておってほしいと、お願いしております。また機会があれば、教えてください。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 では、規模的な部分は、相手方から何も言っていないんでしょうね。その辺は、どうなんですか。

○後藤高校整備政策監 先ほどの話では、せいぜい5名か10名ぐらいしか来られないので、そのくらいつくればという話でございました。

それで、下宿等も探す方法もございまして、そういう方法もあるのではないかと考えておるところでございます。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。継続、採択、不採択の考えがありますが、この請第21号についてはいかがいたしましょうか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りいたします。

請第21号を継続審査とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議なしと認めます。よって、請第21号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、継続中の付託されました請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第1号、請第4号から第6号までについて、執行部から状況を説明願います。後藤高校整備政策監。

○後藤高校整備政策監 それでは、継続分の請願について御説明いたします。

請第1号、請第4号、請第5号及び請第6号は、県立高等学校再編整備基本計画等に関する請願でございます。

請第1号は基本計画等で前期実施としている矢部高校と蘇陽高校の再編・統合を中期以降とし、地元との協議を含めることなどを求めるもの、第4号は、八代東高校定時制課程の存続を求めるもの、第5号は、阿蘇清峰高校の存続を求めるもの、第6号は、再編対象校と関係者と熊本県教育委員会の間で地域協議会を設置することなどを求めるものでございます。

ここで、関連がございますので、議事次第の報告事項としておりました県立高等学校の再編整備等についてを説明させていただきたい、それで状況説明にかえさせていただきたいと思っております。

お手元にあります「県立高校再編整備等について」という資料をごらんいただきたいと思います。

まず、地域意見交換会の開催状況について、御報告いたします。

7月25日に、前期再編計画の大矢野高校、天草東高校及び松島商業高校の再編・統合計

画につきまして、上天草市議会との意見交換会を同市役所において行い、35名の出席を得ております。

8月7日に、阿蘇清峰高校の同窓会主催の阿蘇地域意見交換会を、阿蘇市役所にて実施しております。参加者は、阿蘇郡市の市長及び議会議長、阿蘇市議会議員、両校の同窓会、育友会の役員、両校の管理職など約50名の出席がありまして、当方からは山本教育長も出席していただいております。

また、その際、阿蘇清峰高校同窓会及び同校育友会から、県立高等学校再編整備等基本計画に基づく阿蘇清峰高校の統廃合計画の見直しを求める意見書も提出されております。

8月12日には、大矢野高校、天草東高校及び松島商業高校の再編・統合計画について、松島総合センターにおいて、当方からは山本教育長も出席し、意見交換会を行っております。市長、市教育長、教育事務所長、関係高校及び小中学校の校長、PTA会長等のほか、一般の参加者についても、市や学校に呼びかけをお願いし、約130名の参加の中でやっております。今後も再編対象となっているそれぞれの地域の方々と、いろいろな形で意見交換を行いながら準備を進めていく予定としております。

次に、併設型中高一貫教育について、御説明いたします。

8月1日に、両校が設置されました。

8月10日に宇土中学校、8月23日に八代中学校の学校説明会を開催してございまして、両説明会とも午前・午後2回に分けて実施いたしました。両校を合わせますと1,227名、うち児童309名の参加がっております。

あわせて、そのときに配りました資料を後ろに付けておりますが、選抜の基本方針につきましては、各校定員80名で、適性検査、作文、面接の結果と調査書等を参考にして、総合的に選抜の結果を判断することとしております。あわせて、両中学校のパンフレットを

参考に付けております。

この後に、10月には両中学校で入学者選抜に関する説明会を実施する予定としております。

最後に、もとに戻りまして要望関係について御報告いたします。

定時制・通信制の火を消すな！熊本県民集会から、教育委員長、教育長へ八代東高校定時制の存続を求める要望書が6月30日に提出されました。

また、8月25日には、八代東高校定時制の存続についての要望書及び署名が提出されております。知事あての要望書につきましては兵谷副知事が受け取られまして、教育長あての要望書及び署名については、高校教育課長が受け取っております。

次に、熊本県高校再編関係市町村長等連絡協議会から、高校再編対象校の地域関係者との意見交換にかかる要望について、7月30日に提出されました。

また、9月9日には、県立高等学校等基本計画に関しまして、知事との意見交換についての再度の申し入れが知事あてになされております。

次に、8月7日に阿蘇地域意見交換会を開催しました際に、先ほど御説明いたしました阿蘇清峰高校同窓会及び同校育友会から、県立高等学校再編整備等基本計画に基づく阿蘇清峰高校の統廃合計画の見直しを求める意見書が出されております。

あわせて、9月1日には、阿蘇清峰高校に食品科増設等、先ほどの請願と同じ内容の要望書が知事あてと教育長あてに出されております。9月5日に、先ほどの請願書が出されております。

以上で、報告を終わります。これを持ちまして、請願の状況の説明とさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○中村博生委員長 ただいまの説明に関しま

して、質疑はありませんか。ないですか。

なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。継続、採択、不採択の考えがありますが、この請第1号についてはいかがいたしましょうか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りいたします。請第1号を継続審査とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 異議なしと認めます。よって、請第1号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請第4号については、いかがいたしましょうか。

○松村昭委員 この八代の定時制については、定員は大体何名ですか。

○後藤高校整備政策監 40名でございます。

○松村昭委員 それで現在は、毎年どのくらい入るの。

○後藤高校整備政策監 20名前後入っております。

○松村昭委員 わかりました。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 継続という意見がありますが、継続についてお諮りいたします。請第4号を継続審査とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議なしと認めます。よって、請第4号は継続審査とすることに決定いたしました。



次に、請第5号についてはいかがいたしましょうか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 継続という意見でありますので、継続についてお諮りいたします。請第5号を継続審査とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議なしと認めます。よって、請第5号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請第6号についてはいかがいたしましょうか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 継続という意見でありますので、継続についてお諮りいたします。請第6号を継続審査とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議なしと認めます。よって、請第6号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件について、お諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、報告事項に入ります。

警察本部、教育委員会共通の報告の申し出が1件、教育委員会からの報告の申し出が3件あってありますが、報告事項①及び③については、付託議案等の説明の中で付随するものとして報告がありましたので、この場での説明及び質疑応答は省略いたします。

それでは、報告事項②教育振興基本計画について及び④財政再建戦略について説明をお願いいたします。吉村教育政策課長。

○吉村教育政策課長 教育政策課でございます。

まず、教育振興基本計画について、御報告申し上げます。

お手元に、資料1から4までとじたものがあるかと思っております。

6月の委員会では、計画策定の根拠あるいは国の策定状況あるいは中教審答申の概要、それから本県の進捗状況、計画素案の概要などについて御報告しました。

本日は、先日の一般質問でお答えしたところもございますので、重複がないように、「くまもと『夢への架け橋』教育ビジョン～(仮称)素案」とありますA3の資料1、2を中心に御説明いたします。

まず、資料1でございますが、社会状況及び教育をめぐる状況の大きな変化を受けて改正されました教育基本法及び振興計画に関する中教審答申を根拠に、縦の流れとしまして生涯学習を、横の連携として社会総がかりの教育を基本的なフレームとしまして、素案の段階でございますけれども、教育基本理念を「ふるさとを愛し、生涯を通して自らの夢とより良い社会の実現に向かって努力する「くまもとの人」づくり」としております。夢の実現というフレームは、知事の思いを加えたものでございます。

また、教育は人づくりという観点から、ライフステージごとに目指すべき人間像をあらわす基本的目標と、その段階で重点的に取り組む事項をまとめることにしております。

例えば、幼児期における目標を、「家庭を基盤とし、幼稚園・保育所などとともに、子どもたちの基本的な生活習慣や態度、身の回りの出来事などへの興味・関心、豊かな感性などをはぐくみます」とし、この時期に対応して重点的に取り組み事項をまとめる予定にしております。

ただ、下の方でございますように、ライフ

ステージ別に整理することが難しい事項、例えば国際化であるとか情報化あるいはふるさと文化の継承、生涯スポーツなどは、別に分類することにしております。

次に、各論として掲げております生涯学習社会の形成と、生涯学習社会の実現に向けた具体的な取り組みにつきましては、資料2の方で説明いたしたいと思っております。

資料2の1ページの第1章でございますけれども、ここはこれまで説明した総論の部分に当たるところでございます。

第2章の生涯学習社会の形成、ここが各論全体の冒頭部分に当たりまして、第3章全体をリードするような形になります。

これは、教育に関する基本的な理念として、教育基本法第3条に規定されました生涯学習の理念を受けております。

その背景としましては、知識が社会・経済の発展を駆動する知識基盤社会においては、すべての人が生涯を通して、あらゆる機会にあらゆる場所において学習すること、またはその成果を生かすこと等の必要性・重要性、そういったものが前提となっております。

次の2ページから4ページにわたる第3章の生涯学習社会の実現に向けた具体的な取り組みというのがございます。ここはⅠからⅥに分けております。

2ページのⅠでございますけれども、学校教育の内容を、それから3ページのⅡには学校環境の整備を、Ⅲには大学等における高等教育の振興、4ページのⅣには家庭や地域社会の教育力の向上、Ⅴには文化の創造と継承、それからⅥにはスポーツの振興等を掲載しております。

最後に、第4章でこの計画の進め方などを掲載する予定でございます。

それから資料3は、今後のスケジュールを示しております。

資料4は、9月8日に第3回の検討委員会を開いておりますけれども、そのときに提出

したものと同じものでございます。

今後さらに検討を重ね、パブリックコメント等を実施し、できれば2月議会に提案するという予定でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

それから、もう1つの報告案件でございます。お手元に、「財政再建戦略中間報告」という文書が来ているかと思っております。

本件につきましては、総務常任委員会において報告が行われることとなっておりますが、財政再建は各部局全般にかかわるものであることから、当委員会においてもその概要を報告させていただくということでございます。

表紙をお開きいただきます。

まず初めに、中間報告を行うに当たっての知事のメッセージを掲載しております。

危機的な財政状況を克服するため、歳入歳出両面にわたる抜本的な見直しに取り組んだものの、現時点では財源不足額の解消にはほど遠い結果となっていることから、職員給与の削減を含めたさらなる見直しを進めること。また、県民の皆様説明責任を果たしていくためには、県みずから身を切るような努力を行うことが必要であることなど、財政危機の克服に向けた知事の決意を改めて示しております。

2枚ほどページをめくっていただきたいと思っております。1ページをお開き願います。

まず、「県財政の現状と課題」とございますが、ここから8ページまでは6月に公表いたしました内容を中心にしまして、改めて国と地方または本県の財政状況について、資料を用いて説明しております。

特に、4ページに掲載しておりますところを開けていただきたいと思っております。

この資料は、全国知事会が作成しました地方財政全体の将来推計をした資料でございます。中段の表がございまして、そこでわかりますように、このままでは21年度に

は都道府県が、平成23年度には都道府県・市町村ともに財政破綻に陥るとなっておりまして、財政の危機的状況は本県に限らず地方全体の問題であるということでございます。

次に、ちょっと飛びまして9ページ以降をお願いいたします。ここからが中間報告の内容となっております。

10ページをお願いいたします。10ページから11ページにわたりまして、戦略策定の背景それから戦略の基本的な考え方、目標について体系的に整理しております。

再建戦略の目標として、持続可能な行財政システムの構築を掲げております。

なお、1番下の戦略の期間でございますけれども、平成20年度から23年度までの4年間とし、平成21年度から23年度までを集中取り組み期間として取り組むこととしております。

12ページをお願いいたします。財政システム改革についてでございます。

ここでは6つの方針に従いまして、歳入歳出両面における抜本的な改革に取り組み、歳入に応じた歳出構造への転換を目指すこととしております。

13ページから18ページにかけましては、歳入にかかる9項目について基本的な考え方、具体的な取り組み内容、課題等について整理しております。

主な内容を申し上げます。13ページの(1)県税でございますが、徴収率アップのための取り組みを強化するとともに、水とみどりの森づくり税については、その用途について見直しを進めてまいります。

また、14ページの(3)の資産の有効活用では、未利用資産を初めとする土地の売却等に取り組むこととしており、六本木の熊本会館、旧免許センター跡地、水前寺2丁目の宿舍——いわゆる知事村でございます——こういったものの売却を予定しております。

あと飛びますけれども、19ページをお願い

いたします。19ページから28ページにかけましては、歳出にかかる5項目について整理し記載しております。

まず、(1)の人件費についてでございますが、本県ではこれまでも職員数や給与の削減に取り組んできたところでございます。今後、新たな定員管理計画を策定し、現在進行中の計画とあわせまして、今後4年間で1,200人以上の削減に取り組むとともに、職員給与の削減についても検討することとしております。

次に、21ページをお願いいたします。各補助金や物件費、維持管理などの一般行政経費につきましては、全体で40%の削減を目標に取り組みました。その中で、県が必要最小限取り組む必要がある経費を基礎的なものと整理し、そういう形で取り組みましたけれども、その割合が約77%を占めるということ、それから任意的なものに比べまして抜本的な削減が難しいということから、削減の割合は15%程度にとどまっております。

22ページをお願いいたします。補助金等につきましては、その性質に応じ、10ないし40%の削減を要請せざるを得ない状況にございます。補助金によりましては、削減が難しいものもございますが、県として統一的な考え方のもと、関係団体等の御理解を得ながら削減に取り組むこととしております。

23ページ以降には、プロジェクトチームで個別に検討を行いました補助金を初めとする項目につきまして、その見直しの方向性について記載しております。

少し飛びまして、26ページをお願いいたします。26ページから28ページにわたりまして、投資的経費について記載しております。

補助投資につきましては毎年度5%、単独投資につきましては3カ年で35%程度の削減を目標にして取り組んでおります。投資的経費全体で、20%の削減見込みとなっております。

なお、投資的経費につきましては、28ページの課題に記載しておりますとおり、見直しを進めるに当たりましては、公共投資に依存する割合が高いという本県の実情を踏まえまして、投資的経費の削減が地域経済に与える影響等について十分配慮していく必要があると考えております。

次に、29ページをお願いいたします。ここからは、行政システム改革について記載しております。

人口減少や少子高齢化の進展、県民ニーズの多様化、地方分権の推進など、これまでにない環境変化の中で、危機的な財政状況に直面しております。このため、記載しております5項目の方針に従いまして、こうした環境変化に対応可能な簡素で効率的な行政システムへの転換を目指していくということになります。

まず、(1)の業務の見直しとしまして、民間や市町村施設の役割分担という観点から、公の施設の見直しに取り組んでまいります。

また、30ページになりますけれども、県出資団体等につきましては、人的・財政的支援について引き続き見直しを進めるとともに、団体のあり方についても検討を進めることとしております。

次に、32ページでございます。(2)の組織体制の見直しについてでございますが、本庁及び地域振興局を初めとする出先機関の組織体制について見直しを進めていくこととしております。

それから、33ページをお願いいたします。職員数の削減等につきましては、財政システム改革の中でも説明いたしましたとおり、職員数の削減や臨時職員の配置の見直し等に取り組んでまいります。

34ページをお願いいたします。地方分権の推進に向けた取り組みにつきましては、引き続き市町村合併の推進及び政令指定都市の実現に向けた取り組みを進めてまいります。ま

た、市町村へのさらなる事務権限移譲を推進していくこととしております。

35ページをお願いいたします。意識改革の取り組みでございますが、行財政改革を強力に推進するため、職員のこれまで以上の意識改革に取り組むこととしております。

36ページをお願いいたします。現時点での財源不足の状況でございますが、平成21年度から24年度までの大まかな見通しでございます。

現時点では、これまで説明した見直しに取り組んでも、なお毎年度約59億円の財源不足が見込まれております。

37ページの今後のスケジュールでございますが、見直しの内容の精査を進めるとともに、市町村、関係団体等に対しましても説明を行っていくこととしております。さらに、当初予算編成作業の中でも、さらなる見直しを行いながら財政再建戦略案として取りまとめ、来年2月の平成21年度当初予算案にあわせ公表したいと考えております。

38ページでございます。今後見直しを進めていくに当たっての留意すべき事項を特記として2項目掲載しております。持続可能な地方財政制度の確立に向けた国への要請につきましては、まず県みずからが財政再建に向けた取り組みを進めていくとともに、国に対しても積極的に要請を行っていくこととしております。

また、地域経済への配慮につきましては、県の歳出削減が公共事業を初め地域経済に大きな影響を与えることが懸念されることから、限られた財源の中でより地域の活性化に資する事業への重点化を図っていくとともに、県の中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえながら、県内の中小企業者の受注機会の拡大や県内産品の利用拡大にも積極的に取り組んでいくこととしております。

最後に、39ページに参考資料といたしまして、県民の皆様から財政再建目安箱等に寄せ

られました御意見・御提案の概要について記載しております。

以上が、財政再建戦略中間報告の概要でございます。まだ検討中のものもございしますが、今後さらに検討を深め、危機的な状況にある県財政の再建に県庁一丸となって取り組んでまいりますので、御理解・御協力をお願いいたします。以上でございます。

○中村博生委員長 以上で、報告が終了いたしました。質疑を受けたいと思いますが、教育振興基本計画から質疑を受けたいと思いません。質疑はありませんか。

いきなりといいますか、素案ができてはいますけれども、委員会としてもよりよい基本計画を策定していくためにも、いろんな提言をしていかないといけないというふうに思いますけれども、委員の先生方いかがでしょうか。はい、副委員長。

○池田和貴副委員長 この県の教育振興基本計画については、私も今回の一般質問の中でも触れさせていただきましたが、さまざまな先生から、この教育振興基本計画は、教育委員会の皆さんだけでつくるのではなくて、知事部局、警察の皆さん方と一緒にやっていくということと、60年ぶりに改正された教育基本法の理念をきちんと盛り込んでいただきたいという思いが、やはり議会の中から出ているということでございます。

そういった意味で、この素案につきまして、実際これが配付されたのはきょうでございますが、私たちはこの振興計画は非常に重要なもの、歴史的な第1歩にいるという認識のもと、私たち有志でさまざまな勉強会をさせていただきまして、執行部の皆さん方とも意見交換をさせていただいてきたところでございます。

そういった中で、今回どういうところがその60年ぶりの法律の改正にかかわってきたか

という背景をとらえたときに、その教育現場のこの60年間の中に行われてきました光の部分と陰の部分で、その陰の部分について、いろいろそういった思いがありながら、この法律が変更されたんだというふうに私たちとしては理解しております。その中で、考えなければいけないのは、教育現場の皆さんたちだけに責任を負わせることなく、社会全体、特に家庭の役割が非常に重要だということがいろんな形で議論されておりますし、一般質問の中で議員の先生方からも各党派、そういった意見が出ているところでございます。

そういった意味では、この教育基本振興計画のこの素案を見せていただきましたが、残念ながら私たち議員の目から見たときに、どうしても今までの学校中心の計画のつくり方から出られていないというような感じが実はしておりまして、多くの議員の皆さん方からそういう意見をいただきました。

そういったことを踏まえて、この教育振興基本計画のつくり方につきましても、そういった歴史的な背景、またさまざまな人の思い、家庭の大切さということは、もう県民多くの皆様方から共感をいただけることだというふうに思っておりますので、その重要性、特にその学校に入る前までの子供さんたちの教育の大切さ、またそれを社会で支えていくというシステムの問題、そういったものがやはり前面に出てくるような熊本県独自のやはり教育振興基本計画としてつくっていただきたい、そういう思いがございします。

そういったことを踏まえて、ぜひこの教育基本計画、そういったところが随所に見られるような形で再編集をお願いしたいと思っておりますが、この件について御意見をいただければというふうに思っております。

○吉村教育政策課長 先生方といろいろ意見交換をさせていただいております。その中で、強い御要望があるということも聞いておりま

す。確かに教育基本法それから県の子ども輝き条例、こういったのにも子供の教育は家庭に第一義的な責任があるんだということをちゃんと明示されておりますので、そういった体制でちょっと組み直していきたいと思いません。ありがとうございました。

○池田和貴副委員長 ぜひ、ここは私たちだけでつくるんじゃないで、これには専門部会の皆様方がいろいろ今まで御検討を重ねてきていただいているというふうに思っております。そういった方々にも、私が今申し上げたようなことを十分わかるような形で説明をしていただいて、御理解をいただけるように努めていただき、今後の作業を進めていただきたいというふうに、お願いしておきたいと思いません。

○山本教育長 ただいまのお話ですけれども、私は先般、検討会議に出まして、そして皆さんからいろいろ有意義な意見をたくさんいただいて、私といたしましてはそれを受けまして、こういった計画は単に教育振興基本計画だけではなくて、ともすれば総花的な計画になりがちでありますので、今回、理念を明確にうたって、そしてちゃんと重点化する中で、場合によってはこの計画の再編まで含めて、もう一遍事務局として考えなくちゃいけないと思っておりますからということで、私の口から申し上げておりますので、その辺はきちっと対応したいと思っております。

○池田和貴副委員長 ありがとうございます。よろしく、お願いします。

○早川英明委員 ぜひ、お願いしたいというふうに思います。この資料1ですけれども、この基本理念のところ、今まで教育基本法がなぜ今回のような改正をされなければならなかったということがここに書いてあります

けれども、その1つは、生まれて亡くなるまで、生涯を通じてのことが重点でありますから、ここをこの幼時期とかあるいは青少年期とか、あるいは青年期とそれぞれ分けて、これはもう採用されておりますけれども、このそれぞれの期ごとに、いかにこれを連携しながら、私はこの生涯を通じた学習をしていくかということじゃないかなというふうに思っておりますし、この冊子あたりを見てみますと、やっぱり個々いろんな課題が出ておりますから、先ほど副委員長がおっしゃいましたように、そこらあたりを期ごとじゃなくして全体的な流れの中でやっぱり組んでいただければいいなというふうに今感じました。

○中村博生委員長 答弁は、いいですか。

○早川英明委員 はい、要りません。

○堤泰宏委員 きょうのこの教育振興基本計画とこの財政再建戦略、これも議題に載っておりますので、こっちが希望とすると、こちらは失望ですね。これは、お先真つ暗でございます。これを子供に見せて、頑張りなさいと言っても、これは自分たちは大人になって仕事をして、お父さん、おじいちゃんたちの借金を払うために勉強するのかというような内容ですよ。

県の危機的状況と、これは蒲島知事も何か1人で責任を持たれるような書き方がありますが、これは国はもっとひどいと思うんですよ。私は、国のことはよくわかりません。国のことをもう少しはっきりしませんと、有利子負債が800兆とか1,000兆とか言っておりますけれども、実際どれだけあるのか、そういうこともぜひはっきりしませんと、県が頑張っても、これは熊本県なんかという国と国の財政からすると、これはほんの消し炭みたいなものですから、頑張ってもだめですよ。ここは県の職員を減らすとか、1,200名削減

とか書いてありますけれども、熊本県だけが犠牲になるのですか。全国的にどういう考えであるのか、そういうこともこれはちゃんと示していただかぬと、よそがもう目茶苦茶するなら熊本県はもっと職員の給料も倍増して、職員もふやして学校の先生もふやして、もう手厚い教育をやった方がいいと思いますよ。これは全国的なことですから、もっとはっきり示していただかせんと、私たちはなかなか勉強する機会がありません。

それから、教育のことも、私はあそこの水前寺に時々寝泊まりしますけれども、夜遅い時間に子供たちが学習塾ですね、もう勉強しておるんですよ。あれは、今御意見が出ましたが、家庭教育なんかする時間はないと思うんですね。あの電車通り、スクールとか塾とかもうずらっと並んで、数を数えると、市内の公立の学校より多くはないと思いますけれども、かなりあると思うんですよ。それで、あれはただじゃないんですね。もうデラックスな建物にこうこうとした明かりをつけてやっておりますので、恐らくあれは教育費もかなり支出がっていると思います。

この見直しの前に、何で学校以外のところにあれだけお金を使って時間を使って、もったいないと思うんですね。親と一緒に接する時間を削ってまで、ああいうところに行かなならぬのか。そういうことを教育長また研究していただいて、そこ辺の改善といいますか、塾とかスクールに行かなくていいような教育をつくっていただくことが、家庭の一つの財政的な手助けにもなると思います。

各論がきょうは多くて、これは質問とかいってもなかなか難しいと思うんですね。

それから、県警の方にちょっと、私は自分の経験上お尋ねと御意見を申し上げたいと思います。

私には、年老いた家内のお母さんがおりまして、水前寺に1人で住んでおります。私も時々行きますけれども、行くたびに健康食品

それから健康機器、この勧誘場といいますか、健康食品はサンプルが入っておるんですね。もう送ってきて送ってきてですね。結局、高齢者で、私の言いました母親というのは学校の先生をしておりまして、年金はある程度もらっておるわけですね。これも徹底的に送ってきて、そして訪問をします。私も時々出くわすときがあるんですね。私は非常に乱暴な言葉で、その訪問販売を叱ります。熊本弁で言うと「ぬしゃ何しげ来とるか」とか、「おるげんに2度と来るな」とか「おら10番するけん、おまえそけ立っとけ」とか、これくらい言ってもびくともしませんね。ちょっと長くなって済みません。私は1回、台所に入って行ったんです。そうしたら若い男が水道ば扱っておるんですよ。「ぬしゃ何ばしよるか」と私は言ったんですね。そうしたら、「こればつくっと、よか水が出ます」と。水道管の外に何か磁石のようなのを付けておるわけですね。これを何十万か……。私は追い返しました。私がやかましゅう言うたから、その機材を置いたまま逃げて行ったですよ。

こんなことを少し取り締まっていただかぬと、年寄りというのは、もう人が来てやさしくすると、うれしくてたまらないんですね。それで、「あんた、何ば怒りよるかいた」と私にやかましゅう言うわけですね。そこ辺を厳しくやる方法を考えていただきたいなと思います。以上です。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

ほかになければ、質疑を終了いたしますが、ようございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かございせんか。はい、濱田委員。

○濱田大造委員 続きになりますが、ちよっ

とお聞きしたい点があります。

教育行政に対する不信感まではいかない、いかどうかわからないんですけれども、県民がそういうのを持っていると思います。例えば、熊大の教育学部を出ても、県で採用されないという、これはうわさというか、学生の間でそういうのが……、何か学生間でうわさになっていると思います。また、せっかく熊大の教育学部に入学しても、県外から熊大に入って来た他県人ですね、他県人は、もう熊本では採用されない、そういうあきらめに似た何か雰囲気というのがあると思う。学生と話していて、現にあるんですね。それは、正規で採用される人員というのが熊大からもう1けたとかそういうのがずっと続いていますので、それは大いなる誤解なのかもしれませんが、実際に過去10年間の、例えば県で小・中・高校、どういった人が採用されて、出身地というのはいかなのかという、そういう資料があったらぜひ出していただきたいんです。私も、そういう問い合わせがあったら、いや熊本県は開かれていますよと。資料が今までないと思うんですが、ぜひそれを教えていただきたいんですが。

○由解学校人事課長 統計的な資料、出身校とかまた出身大学とか、そういった資料はまだ手元にございませぬし、また、うちの方で統計をとったのかどうか確認してみたいと思いますので、そのあたりはまた報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○濱田大造委員 本当に私の高校時代の友人とかもいて、既に高校時代で学校の先生になりたいと希望する生徒というのはいるわけですね。いるんですけれども、熊本県では先生になれないという、それは誤った認識かもしれませんが、どうせ行くなら確実に先生になれる福教大に行くとか、実際に他県の教育学部に進んで、他県で先生をやっていると。実

際に熊本県に戻ってきて先生をやっているのは、数学科を出た教育学部以外の人になっていると。ぜひ、何か変な、誤解かもしれませんが、そういうのが実際あると私は思います。そういうのにどうやってこたえていくかというのが開かれた行政になると思いますので、ぜひその資料をお願いします。この1点です。

○倉重剛委員 先ほどは、ちょっと失礼しました。

そういうことで、教育長のいわゆる説明の中にもありましたけれども、教職員の不祥事の問題、大体、議会が終わるとこういう事件が明るみに出てくるわけね。いろいろ通知を受けますけれども、「またか」と。教職員というのは、僕から言わせれば聖職ですから、昔は、我々が子供のときには、学校の先生というのは一番の存在だったわけですね。そういうことで、最初のころは、びっくりしてあったが、最近はマンネリ化しまして、「またか」ということで、逆に、対応が大変だなと。「またこういう不祥事があったのか」と、正直言って逆に行政の方に同情いたしますよ。

そういう中に、こうやって教育基本法の改正で基本計画あたりを素案を出していただいた。しかし、これを眺めてみますと、教職員の質の問題だとか研修内容だとか、そういうことは余りうたってない。もちろん教育基本法は当然だろうと思いますけれども、これが大事じゃないか。なぜかという、今度の問題だって単なる事故——事故はしようがない、起きる場合は起きますよ、正直言ってね。県警でも3つぐらいあったわけだけれども、こういうのは致し方ないだろうけれども、ひき逃げなんかというのは常識外の話なんですね。やっぱり学校の教職員がこういうことをやってもらっては、これは大変な教育不信につながっていくと思うんですね。ぜひ、どういう形で研修だとか、それから指導をやっているということだけでも、現実にはどんなこ



とをやっているんですか。

○由解学校人事課長 基本的には、例えば初任者研修また6年目研修、10年目研修、管理職研修、教頭研修、校長研修と、そうした年代ごとの段階ごとの研修も行っております。また、あわせまして不適切な指導教諭ということで、質の向上を目指しましては、そういう指導が不適切な教員に対しましては、それとは別途にそういう人たちだけを集めた形の研修を1年間とか、そういう形で実施いたしております。そういった意味では教職員の質の向上ということに努めているわけでございます。

また、あわせまして採用のときからすぐれた教職員を確保するということが大切だと思っておりますので、そういう採用選考審査の中で質のよい教諭を確保するためのいろんな方策等も今後検討していきたいというふうに思っております。

○倉重剛委員 現実的に毎年、毎回議会が終わると必ずこういう問題が出てくる。交通事故の問題だけではないですね。ほかにもいろいろセクハラの問題だとかいろいろ出てくるわけけれども、そういう基本的な考え方をベースにして、今おっしゃったようなそういう研修方法をやっているということであれば、その見直しも当然考えるべきじゃないか。それは大変失礼だけれども、こうやって基本計画の素案あたりも、正直言って立派なやつができておる。こういうのをつくる側が信頼がないというのは、これは本当に熊本県の教育界に対する大きな損失ですよ。だから、そういう形のやっぱり見直しをやって、徹底的に綱紀粛正をやってほしいと思いますね。もうこれからは電話かけんでいいですよ、「またか」と思うからね。新聞だけ見ると、またびっくりするけれどもね、また文句を言いたくなるけれども。ぜひ頑張ってください。

私たちが、やっぱり孫たちに教育するときに、今でも言いますよ、悪いことをしたら交番に言うよとか、学校の先生が来たよと。昔は我々も言われておったから、ちんちろまいして言うことをきいていましたよ。今の子供たちは決して、そういうことに対して怖がらない。ぜひ身をもって正していただきたい。そういう方策をとっていただきたいということを、強くお願い申し上げたいと思います。

それから、県警の方に御礼を申し上げたいと思います。

というのは、去る今度の総裁選挙で、自民党県連が主催となって、辛島公園で5人の方々の演説会をやりました。いろんな厳しい状況の中で万全の警備をさせていただいて、警備警察ということで非常に感謝の気持ちを持っております。

特に、小杉選对本部長・警備体制の責任者の総務会長が、ぜひ警察にお礼を申し上げてくれということでございます。

いろいろ報告を聞きましたけれども、左、右、右翼も含めてちゃんと内部調査も行われていたし、いろいろ万全の措置をとっていただいたということですね。それから、中には浮浪者が奇声を上げたとか、そういうことに対しても瞬時に対応していただいたと。担当は北署ですね。ぜひ警察の皆さん方に、これは御礼を申し上げたい。

ただし、ただしというよりも、今から解散・総選挙がいつ行われるかわかりません。こういう心ない人たちの事件が起きると、本当に治安等の乱れが起きてはいけませんし、そういう、いわゆる安心・安全という問題から考えても大変御努力いただいておりますけれども、そういうことも、今からいろんな方が熊本に出入りされるでしょうし、また新幹線とともにいろんな観光客の方々が入って来るといことで、先ほど本部長からいろいろと、少ない人材で大変な効果を上げていただいております。これは感謝申し上げます。

し、敬意を表したいと思えますけれども、先般の我が党の総裁候補の演説会で大変な御苦労をいただいたということですから、改めて感謝申し上げたいと思えます。以上です。

○氷室雄一郎委員 私はもう一遍確認をさせていただきたい。教育長でございますけれども、前の教育長は再編整備の計画等で矢面に立って、さまざまな対応をされてこられたけれども、新しい教育長はいろんな現場での説明会等にも足を運んでいただいておりますし、そのさまざまな御意見をどのように受けとめておられるのかというのが、まず1点でございます。

また、今後、再編整備の計画に教育長がわざわざ足を運ばれまして、現場の皆さんとの意見交換等をなされたわけでございますので、今後の再編整備における、そういう貴重な御意見等が生かされるべきだろうという思いでございますけれども、それが2点目。どのように生かしていこうとされているのか。非常に余地は少ないと思うわけでございますけれども、そういう思いはやっぱりどこかで生かしていただきたい。

3点目は、知事が知事選におきましては、この問題につきましてはある程度の知事の思いといいますか、そういうものも発信をされたわけでございますが、知事になられまして、この再編整備につきましては知事の思いといいますか、そういう考え等が全くトーンとしては伝わってこないような状況になっております。もちろん、教育行政に対するスタンスは守られなければならないという配慮はお持ちだと思いますけれども、もう少しそういう再編整備についての知事の思いなり、また現場に足を運んで行かれるような思いもあるのか、また機会があるのかという3点につきまして、教育長にお尋ねしたいと思えます。

○山本教育長 今3点お尋ねでしたけれど

も、1点目、2点目はまとめてお話ししたと思えますけれども、教育長になってすぐ、知事の凍結発言もございましたけれども、それは地元の意見を丁寧に聞いて、そしてやってくれということだったというふうに私は理解いたしまして、そのように申し上げながら、私も現地に行きますという話で、上天草それから阿蘇市に行きました。

正直申し上げまして、私はそこで建設的な、「こんな高校にぜひしたい」というふうな意見があって、そこで意見交換をしながら、今、氷室委員おっしゃいましたように、そこで「ああ、なるほど、こうすればもっといい高校になるのか」というふうな意見は素直に私はお聞きしようと思って行ったわけでございます。もちろん教育委員会として計画決定いたしておりますので、それがベースにきちっとあるのはもちろんでございますけれども。ただ、行ったときに意見交換会をするつもりだったんですけれども、例えて言いますと、私は体が小さいものですから玄関をがらっと開けたら、その前に人が立っておって、なかなか玄関の敷居をまたげないような、そんな雰囲気ちょっと受けました。

要するに、ここに至って、まだそのまま残せという話です。だから、これからこんな高校にしたいという話をするけれども、何度同じ話をするんだという、そういう入り口の論議が非常に多かったということだったものですから、今、氷室委員おっしゃったように、こんな高校にしたらかいという意見をもっと聞きたかったんですけれども、正直言ってなかなかそこまでまだ入っておれないような状況でございました。

したがいまして、私としましては今後とも、まだ1回ですから、あとどれくらい行けるかわかりませんが、行って、何とかその意見を引き出す努力を精いっぱいやって、そしてこの計画がさらにいい計画になるように頑張っていきたいというふうに思っております。

す。

それから、知事からはこの再編についてどのようにという具体的な指示といいますか、考えは聞いておりませんが、全体の話としては知事も議会等で答弁しておりますように、もう少子化の流れの中で統合・再編は避けられないんだという認識を本会議できちっと知事は申し上げておりますものですから、それを受けて私たちとしては、この統合・再編という方向は知事も御理解いただいているんだというふうなことで進めていきたいと思っておりますし、何とか最後、最後といいますか、計画からいきますと時間は余りないんですけども、今精いっぱいさまざまな努力をいたしているところでございます。

○氷室雄一郎委員 今、現場における率直な御意見ではないかと思っております。そういう状況の中で、これから計画が決着を見るところで、大変難しい問題も残っているんだと思いますけれども、他県においてはそれぞれの知事なんかの、鹿児島県の例も話したけれども、知事等が再編整備についても、いろんな思いといいますか、あるいは考え方というサイン、メッセージなんかを送って、そして鹿児島等は再編整備が進んだという流れもでございます。だから知事としては思いがあられると思いますけれども、今後そう遠慮なさらずに、教育の分野においても可能な限りの発信をしていただいて、この再編整備計画が進んでいくような流れを、教育長としっかり意見交換しながらやっていただかなければならない時期ではないかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○松村昭委員 関連してですが、少子化が進むわけですから、再編についてはやむを得ないというような考えを持っておりますけれども、やはり学校は子供が出入りする、あるいは地域がいろいろな文化を育てる、そういう

大きな役割を果たしてきておるわけですから、そこが統合してどこかへ行くということになると、人の流れも変わるわけですよ。それでなくても、どんどん過疎になっていく状況ですから、やっぱり行政としては合併だけを進めて、ほかの対策は一向に、先ほど言うような財政計画の中ではどんどん減らすだけでは、いいことは全然ないわけですよ。だから、やっぱり餅だけではいかんのかな。そういうところを行政全体でやっぱり打ち合わせをしながらいく必要もあると思う。

教育長は、そういう面はよく御存じだと思いますので、しっかりとその辺を……。やっぱり、この学校は統合することによって、この町はもっとどんどん落ち込んでいくということであれば、地元とどういいう話し合いをしながら町の発展を手助けしていくかという、そういうものも少しは考えないといかぬのじゃないかな。町も考えなければいかぬでしょうけれども、今は減らす話だけ、統合する話だけでは、やっぱりそれはみんな反対しますよね。

それからもう一つは、さっきの教職員の問題ですが、これは教育長ほか次長も3名もおられるから、私は前に言ったことがあると思いますが、出前講座じゃないけれども、出前研修をして、やっぱりそういう事件の多いところは、そういう認識のあるところは連鎖反応があると思います。それは言っただけいかぬことかもしれないけれども。そういうことを考えて、どうでしょうかね、研修会あたりを、さっき言われたような、6年たったら1回呼ぶとかということではなしに、その地域に出て行って研修するなり、そういう把握をするということも大切じゃないかなと思います。

答えは要りません、2つとも答えは要りませんので、要望として聞いておいてください。

○倉重剛委員 実は非常に忍びがたいのは、

先ほど継続審査の請願を、我々継続という形で、いわゆるこの請願は全部、高校再編につながる問題ですね。

私の場合は熊本市だから、そういう対象の学校がないので非常にめぐまれておりますけれども、やっぱりこの紹介議員になっている県議会の議員は大変だと思います。なぜかという、あなたたちは選挙がないから、これは選挙を持っているんですからね。選挙に左右されるという状況。だから、そういう面で非常に忍びがたくて継続にしていますけれども、最終的にはどこかで結論を出されるんでしょうけれども、相当勇気が要るだろうと思いますね。そのときには、やっぱり議会ともども、特に請願の紹介議員になっている議員の皆さん方とはよく接触をしていただいて、意見交換を密にさせていただいて、これは一緒になってやらないと、とてもとても難しい問題で、あそこはやった、こっちはやらなかったということだと、また大変なことになっちゃうでしょうから、教育長は本当に一番厳しいときに教育長になられたなと思って非常に同情しますけれども、ぜひひとつ担当課あたりも、地元の先生方とよく相談しながら、コミュニケーションをとりながら頑張っていたきたいと思います。これは、ぜひ実現すべきです。ぜひ頑張ってください。

○堤泰宏委員 今、教育長が「知事の意向を」という言葉をおっしゃったんですが、潮谷知事のころは、知事はこの高校再編とかこれについては教育委員会と知事は別個の立場であるということをおっしゃっていただきましたので、そこをちょっと確認しておかんとですね。潮谷知事のとときと蒲島知事のとときは教育行政がどういう立場になられるかが一つ。これは答えはもらいますよ。

それから教育再編の計画は、何回も何回も私たちはもらいましたものね。変更があってもらったという意味ではなくて、断固たる決

意でやるというような感じでもらいました。

今、教育長の——山本教育長は悪い人でもないですよ——意見を聞いて、建設的な意見があれば再編を見直すような、そう受けましたよ。ですから、そんな甘い再編計画ではなかったと思うんですよ。それは十二分に練られて、地域から高校がなくなる統廃合というのは、それは厳しいことですよ。しかし、それをやらざるを得ない非常に厳しい環境にあるということ、私は徹底された方がいいと思うんですよ。ただ押し切るとかそういうことじゃなくて、もう忍びがたきを忍び、やらなければいけないと。私は、これが完成したら首をあげますぐらいの、そうでないと、意見ばかり聞いておってもですね。

それからもう一つ……。

今、倉重先生から、選挙の話がありました。県会議員というのは、やはり県立高校の統廃合ですから、いろんな請願がきます。私のところも、いっぱいきました。これは選挙に響く、確かに響きます。これを長く引っ張らんで、早くぼんぼんと自信のある統廃合計画であれば、やってもらいたいと思います。この3つ。

○山本教育長 済みません、見直しの余地ありというふうには受け取られるとしたら、それはもう全面的に撤回いたします。私が「建設的に」と言ったのは、先ほどちょっと話がありました、今ある計画をベースにしているというのは事実であります。その上で、さらに今の計画をもとにして、さらにいい計画がもし何かあるとするならばという話でありまして、今の計画を元からちゃらにして、何か新たな提案があればというふうなことではございません。そこは、はっきり申し上げておきます。

したがって、今の計画をベースにしているものだから話がなかなか、入り口のところで先に行かないという話でございます。そ

れが一つ。

それから先ほど言いましたように、時間はないという認識は十分持っております。したがって、これをいつまでもずるずる引っ張っていけば決していい結果が生まれるということはありませんので、私も今、時間が非常にストレスになっております。時間がないという認識は十分持っております。そういうことでございます。（「知事は」と呼ぶ者あり）

知事は、潮谷知事がそういうふうにおっしゃったのは、私は法律論としては間違いじゃないと思っております。今度の蒲島知事も「凍結」と最初おっしゃいました。それについて私としては、知事が県教育委員会で決めた計画を凍結する権限はないと思っております。したがって、私はそれは知事に明確に申し上げました。ただ知事が計画に関して予算をつけるつかないは知事の権限ですから、それでもし予算をつけないとかつけるという判断は知事の判断ですから、そこは私たちが何も言うことではございませんから、知事と話をした中で、凍結という意味はもっと丁寧に、地元の話がどうも、自分が選挙期間中に回ったらいろいろ意見を聞いて、どうも皆さんの意見も余り聞かれてないようだから丁寧に意見を聞いてくれということだと思いますということで知事と話をしたら、そういう方向にいらっておりますものですから。

したがって、教育行政に対して知事が何か具体的に意思決定するようなことを明確に申し上げるという話ではないというふうに私どもは理解していますし、知事もそういうふうに理解されていると思います。以上でございます。

○堤泰宏委員 頑張ってください。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

この再編の問題は、非常に重要な問題でございます。教育長にとってもなられたばかり

といたしますか、経験豊かな教育長であろうかと思っておりますので、この点については精いっぱい努力していただきたいと思っておりますし、やっぱり教育長は一貫して取り組んでいただいているものと思っておりますので、よろしく願います。

ほかにないようでしたら、本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情・要望書等の一覧のとおり、要望書1件が提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。どうも、お疲れさまでございました。

午後0時6分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

文教治安常任委員会委員長